

ごみの焼却は

禁止!!!



「シヨリックマくん」



罰則

懲役**5**年以下、罰金**1,000**万円(法人は**3**億円)以下

不法焼却とは?

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第16条の2では、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。」と定められ、廃棄物の焼却は処理基準に適合する焼却炉や一部の例外を除き、禁止されています。ドラム缶などでは焼却できません。